

議案第 4 号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

令和7年8月に行われた人事院の公務員人事管理に関する報告及び同年10月に行われた沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告を踏まえ、会計年度任用職員の仕事と生活の両立支援を拡充するため、関係する訓令を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例第43号）

（非常勤職員の勤務時間及び休暇）

第18条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「受ける」の次に「会計年度任用職員に対しては、会計年度任用」を加え、「から起算して2月間継続勤務（教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては」を「において」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「1年2月以上継続勤務し」を「1年以上継続勤務（教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し」に、「2月経過日」を「採用日」に改め、同条第3項中「2月経過日」を「採用日」に改める。

第10条第5号を次のように改める。

(5) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

ア 会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合

イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合
第10条中第19号を第23号とし、第18号の次に次の4号を加える。

(19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

(21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

- (22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第11条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第8号を削り、第9号を第5号とし、同条第2項中「第4号」を「第1号」に、「第5号」を「第2号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	採用日	採用日から起算した継続勤務の期間					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあってはこの表の第1欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあっては同表の第2欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる採用日又は第4欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であって、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

（外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部改正）

第2条 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号を次のように改める。

- (4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、外国語指導助手が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

ア 外国語指導助手の現住居が滅失又は損壊した場合

イ 外国語指導助手及び当該外国語指導助手と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該外国語指導助手以外にはそれらの確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、外国語指導助手の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合

第9条第10号を削り、同条第11号中「20日」を「10日」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

- (19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

第9条第20号を同条第23号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
- ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合
- イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合
- ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合
- エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

- (21) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者には、外国語指導助手と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

- (22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

第10条第1項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

第10条中第7号を削り、第8号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年2月1日から令和8年3月31日までに採用された会計年度任用職員（外国語指導助手を除く。以下この項及び次項において同じ。）のうち、採用日から起算して2月以上継続勤務（第1条の規定による改正後の沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の訓令」という。）第8条第2項に規定する継続勤務をいう。次項において同じ。）となる期間の任期を定めて令和8年4月1日から引き続き採用されるもの（次項に規定する会計年度任用職員を除く。）に対する改正後の訓令第8条の規定の適用については、同条第1項中「会計年度任用職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）」とあるのは、「令和8年4月1日」とし、同条第2項、同条第3項及び別表第1中「採用日」とあるのは、「令和8年4月1日」とする。
- 3 令和8年1月31日以前から引き続き継続勤務している会計年度任用職員（改正後の訓令第9条第1項の適用を受ける者を含む。）に対する年次休暇に関する規定の適用については、改正後の訓令第8条の規定

にかかわらず、なお従前の例による。

改正案の概要

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

(1) 令和7年8月に行われた人事院の公務員人事管理に関する報告及び同年10月に行われた沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告を踏まえ、外国語指導助手を含む会計年度任用職員の仕事と生活の両立支援を拡充するため、以下の改正を行う。

ア 年次休暇の付与時期の要件を緩和する。

イ 災害に係る有給休暇（現住居滅失等休暇）について、取得事由を拡大する。

ウ 生後1年に達しない子の育児のための無給休暇、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護等のための無給休暇、短期介護無給休暇及び骨髄等ドナーのための無給休暇を有給化する。

エ 通勤による負傷・疾病のため療養する必要がある場合に取得できる休暇を新設する。

(2) 一般財団法人自治体国際化協会が示す令和8年度「招致外国青年任用規則（案）」において、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用に基づき国家公務員非常勤職員の私傷病休暇との整合性を図るため改定案が示されおり、沖縄県会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則においても国と同様に規定されているため、これに従い外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程を一部改正する。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）を次のように改める。＜第1条＞

ア 年次休暇について、付与時期を採用日とする。（第8条関係）

イ 災害に係る有給休暇（現住居滅失等休暇）について、会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合等でも休暇を取得可能となるよう取得事由を拡大する。（第10条関係）

ウ これまで無給休暇であった育児休暇、子の看護休暇、短期介護休暇及び骨髄等ドナ

- 一 休暇を年次休暇以外の有給休暇に位置付ける。(第10条関係)
- エ 通勤による負傷・疾病のため療養する必要がある場合に取得できる無給の通勤上傷病休暇を新設する (第11条関係)
- (2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程 (令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号) を次のように改める。 <第2条>
 - ア 災害に係る有給休暇 (現住居滅失等休暇) について、会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合等でも休暇を取得可能となるよう取得事由を拡大する。(第9条関係)
 - イ これまで無給休暇であった育児休暇、子の看護休暇、短期介護休暇及び骨髄等ドナー休暇を年次休暇以外の有給休暇に位置付ける。(第9条関係)
 - ウ 公務上の負傷又は疾病により療養するための休暇取得事由に、通勤による負傷・疾病のため療養する場合を追加し、有給休暇を無給休暇に位置付けする。(第9条及び第10条関係)
 - エ 公務によらない負傷又は疾病により療養するため有給休暇 (私傷病休暇) の取得上限を20日から10日の範囲内に縮小する。(第9条関係)
- (3) この規則は、令和8年4月1日から施行する。(附則第1項)
- (4) 令和8年4月1日以降も引き続き継続勤務する会計年度任用職員について、経過措置を定める。(附則第2項及び第3項)

4 根拠法令

- (1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第24条
- (2) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 (昭和47年条例第43号) 第18条

5 関係各課との調整状況

総務部人事課と調整済み

沖繩県教育委員会に属する規程(平成20年沖繩県教育委員会訓令第22号) 新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 沖繩県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年沖繩県条例第42号)の適用を受ける会計年度任用職員に対しては、<u>採用日</u>において初めて採用された日(以下「採用日」という。)において</p> <hr/> <p>____、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(外国語指導助手を除く。))をいう。以下同じ。)の任用、勤務時間その他の勤務条件に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 沖繩県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年沖繩県条例第42号)の適用を受ける____職員として初めて採用された日(以下「採用日」という。)から起算して2月間継続勤務(教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。)し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) <u>採用日から2月経過日(採用日から起算して2月を超えて継続勤務する日をいう。以下この項及び次項において同じ。)</u>の前日までの期間において出勤した日数に、<u>2月経過日から6月経過日(採用日から起算して6月を超えて継続勤務する日をいう。次号において同じ。)</u>の前日までの期間における全勤務日(任命権者が定める勤務すべき日をいう。次号及び次項において同じ。)の日数を加えた日数</p> <p>(2) <u>採用日から6月経過日の前日までの期間における全勤務日の日数</u></p> <p>2 <u>採用日から起算して1年2月以上継続勤務し</u>____、かつ、<u>2月経過日から1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日(以下「基準日」という。)</u>の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。</p>
<p>(削る。)</p> <p>2 <u>採用日から起算して1年以上継続勤務(教育委員会が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。)</u>し、かつ、<u>採用日</u>から1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日(以下「基準日」という。)の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。</p>	<p>(削る。)</p> <p>2 <u>採用日から起算して1年2月以上継続勤務し</u>____、かつ、<u>2月経過日から1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日(以下「基準日」という。)</u>の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。</p>

<p>3 前2項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、採用日 から1年ごとに区分した各期間に受けなかった日数がある場合は、その日数を当該期間満了の日の翌日の属する期間に限り、繰り越すことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p>第10条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間</p> <p>ア 会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合</p> <p>イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの</p>	<p>3 前2項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、2月経過日から1年ごとに区分した各期間に受けなかった日数がある場合は、その日数を当該期間満了の日の翌日の属する期間に限り、繰り越すことができる。</p> <p>4 他の任命権者に任用されていた会計年度任用職員が教育委員会が任命する会計年度任用の職に新たに採用された場合は、その採用された日を採用日として、前3項の規定を適用するものとする。</p> <p>5 年次休暇は、会計年度任用職員の請求する時期に与えるものとする。ただし、所属長は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。</p> <p>6 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、会計年度任用職員から要求があった場合は、1時間を単位として与えることができる。</p> <p>7 年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p>第10条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認める日又は時間</p> <p>(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間</p> <p>(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間</p> <p>(5) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

確保を行うことができない場合

ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(新設)

(6) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）

その理由の発生している期間

(7) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であつて、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間

(8) 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第2の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間

(9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日前5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間

(10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の5月から11月までの期間内における3日の範囲内の期間

(11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機

- 関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内)で、妊娠満23週までにあっては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあっては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあっては1週間に1回、産後1年までにあってはその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)を限度として、その都度必要と認められる時間
- (12) (略)
- (12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- (13) (略)
- (13) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものが不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (14) (略)
- (14) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出した場合 出産日までの申し出た期間
- (15) (略)
- (15) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出した場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
- (16) (略)
- (16) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものの配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第8号を除き、以下同じ。)が出産する場合であつてその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間
- (17) (略)
- (17) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものの配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の

場合にあつては、14週間) 前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(18) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認められる日又は時間
(新設)
(新設)

(19) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(20) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認められる日又は時間

ア 当該子の看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことを行う。)を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定

こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。)に伴い当該子の世話を
行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事(入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。)に参加する場合

(21) 次に掲げる者(ウ及びエに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護状態にある対象家族」という。)の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスを提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

(23) (略)

(無給休暇)

第11条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(新設)

(新設)

(19) 前各号に規定するもののほか、教育委員会が人事委員会と協議して定める場合
教育委員会が人事委員会と協議して定める期間

(無給休暇)

第11条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(削る。)
(削る。)

(1) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。

以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話を
行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

(3) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(1) (略)

(4) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で所属長が指定する期間（以下この号及び次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び教育委員会が任命する職に引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員

(2) (略)

(5) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について、1日につき所属長の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 1日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員

(3) (略)

(6) 女性の会計年度任用職員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

<p>(4) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第21号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間（削る。）</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 教育委員会が任命する職（会計年度任用職員を除く。）に就いた者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第1号及び第2号の規定を適用するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(7) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間</p> <p>(8) <u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供</u> 供希望者としてその登録を実施する者に対して登録のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を採供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間</p> <p>(9) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づき指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間</p> <p>2 教育委員会が任命する職（会計年度任用職員を除く。）に就いた者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第4号及び第5号の規定を適用するものとする。</p> <p>3 次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護休暇 1日又は1時間（1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者に異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内の時間）</p> <p>(2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）の時間）</p>
<p>(4) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第21号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間（削る。）</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 教育委員会が任命する職（会計年度任用職員を除く。）に就いた者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第1号及び第2号の規定を適用するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(7) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間</p> <p>(8) <u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供</u> 供希望者としてその登録を実施する者に対して登録のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を採供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間</p> <p>(9) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づき指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間</p> <p>2 教育委員会が任命する職（会計年度任用職員を除く。）に就いた者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第4号及び第5号の規定を適用するものとする。</p> <p>3 次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 介護休暇 1日又は1時間（1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者に異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内の時間）</p> <p>(2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）の時間）</p>

別表第1 (第8条関係)

1 週間の 勤務日数	1 年間の勤務日数	採用日	採用日から起算した継続勤務の期間					
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
5 日以上	217 日以上	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4 日	169 日から216 日まで	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日から168 日まで	5 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日	11 日
2 日	73 日から120 日まで	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日から72 日まで	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日	3 日

備考

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつてはこの表の第1欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつては同表の第2欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる採用日又は第4欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であつて、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

別表第1 (第8条関係)

1 週間の 勤務日数	1 年間の勤務日数	採用日から起算した継続勤務の期間						
		2 月	1 年 2 月	2 年 2 月	3 年 2 月	4 年 2 月	5 年 2 月	6 年 2 月 以上
5 日以上	217 日以上	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4 日	169 日から216 日まで	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日から168 日まで	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73 日から120 日まで	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日から72 日まで	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

備考

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつてはこの表の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であつて、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

新旧対照表（第2条）

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p>第9条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、外国語指導助手が勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間</p> <p>ア 外国語指導助手の現住居が滅失又は損壊した場合</p> <p>イ 外国語指導助手及び当該外国語指導助手と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該外国語指導助手以外にはそれらの確保を行うことができない場合</p> <p>ウ 災害のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定す</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、外国語指導助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員であつて、沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務に従事する者をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年次休暇以外の有給休暇)</p> <p>第9条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間</p> <p>(3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間</p> <p>(4) 地震、水害、火災その他の災害により外国語指導助手の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

る非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものにより、外国語指導助手の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該外国語指導助手がその復旧作業に従事する場合

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (削る)
- (10) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があること、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 特定期間において10日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (11) (略)

- (5) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）その理由の発生している期間
- (6) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間
- (7) 外国語指導助手の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間
- (8) 外国語指導助手が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間
- (9) 6月以上の任用の期間が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の5月から1月までの期間内における3日の範囲内の期間
- (10) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があること、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (11) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があること、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 特定期間において20日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (12) 外国語指導助手が在留資格の手続等の必要があること、その勤務しないことがやむ

を得ないと認められる場合 必要と認める期間

- (12) (略)
- (13) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の外国語指導助手が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあっては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあっては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあっては1週間に1回、産後1年までにあってはその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間
- (14) (略)
- (14) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- (15) (略)
- (15) 1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によつて勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるものが不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合には、10日）の範囲内の期間
- (16) (略)
- (16) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の外国語指導助手が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (17) (略)
- (17) 女性の外国語指導助手が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）
- (18) (略)
- (18) 1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によつて勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるものの配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第7号を除き、以下同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる

とき 当該期間内における2日の範囲内の期間

19 1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるものの配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により外国語指導助手が当該外国語指導助手との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該外国語指導助手が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である外国語指導助手に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(新設)

(新設)

18 (略)

19 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

20 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業

等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。)に伴い当該子の世話を
行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事(入園、卒園又は入学の式典その他これに
準ずる式典をいう。)に参加する場合

(21) 次に掲げる者(ウ及びエに掲げる者については、外国語指導助手と同居してい
るものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生
活を営むのに支障があるもの(以下「要介護状態にある対象家族」という。)の
介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受
けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う外国語指導助手が、当該
世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度におい
て5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲
内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提
供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、
父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移
植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、
入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期
間

(23) (略)

(無給休暇)

第10条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した
場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。
(削る)

(新設)

(新設)

(20) 前各号に規定するもののほか、沖縄県教育委員会が沖縄県人事委員会と協議し
て定める場合 沖縄県教育委員会が沖縄県人事委員会と協議して定める期間

(無給休暇)

第10条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した
場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 生後1年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(削る)

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。

以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年
度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に
ある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをい
う。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規
定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第3
9条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定
こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業
等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法
第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話を
行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに
準ずる式典をいう。）に参加する場合

(削る)

(3) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、外国語指導助手と同居してい
るものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生
活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の
介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受
けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う外国語指導助手が、当該
世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度におい
て5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲
内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

(1) (略)

(4) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、外国語指導助手の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で所属長が指定する期間（以下この号及び次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び沖縄県教育委員会が任命する外国語指導助手に引き続き採用されないことが明らかでない外国語指導助手

(2) (略)

(5) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該外国語指導助手について、1日につき所属長の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間を2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間（以下「介護時間」という。）

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 1日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある外国語指導助手

(3) (略)

(6) 女性の外国語指導助手が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間（新設）

(4) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第21号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療

養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要
と認める期間
(削る)

(7) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞移植の提
供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、
父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移
植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、
入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期
間

(8) 女性の外国語指導助手が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づ
く指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と
認める期間

2 次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定
めるとおとする。

(1) 介護休暇 1日又は1時間（1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始
業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護
を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日につ
いては、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時
間）の範囲内の時間

(2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連
続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあって
は、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第
3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、
当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時
間の範囲内）の時間

(5) (略)

2 (略)

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例第43号）

（非常勤職員の勤務時間及び休暇）

第18条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が別に定める。

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（非常災害対策本部の設置）

第24条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

（緊急災害対策本部の設置）

第28条の2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

○地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

（定義）

第二条（略）

一（略）

二（略）

2 この法律で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務（一般地方独立行政法人の業務を含む。第十五条及び第六十九条第一項を除き、以下同じ。）の性質を有するものを除くものとする。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の規定に違反して営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員の地位を兼ねている場合その他の総務省令で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）

会計年度任用職員休暇制度改正の概要（令和8年4月1日施行）

1 改正の要旨

令和7年8月に行われた人事院の公務員人事管理に関する報告及び同年10月に行われた沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告を踏まえ、会計年度任用職員の仕事と生活の両立支援を拡充するため、休暇制度の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 年次有給休暇①

改正内容	改正前	改正後
初めて採用された場合の付与時期	採用日から2か月経過日に勤務日数に応じて付与	採用日に勤務日数に応じて付与

会計年度任用職員休暇制度改正の概要（令和8年4月1日施行）

(1) 年次有給休暇②

改正内容	改正前		改正後						
	1週間の勤務日数	採用日から起算した継続勤務の期間	採用日	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
了 継続勤務の場合の付与時期	1週間の勤務日数	2月	1年2月	2年2月	3年2月	4年2月	5年2月	6年2月	以上
	5日以上217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	
	4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※施行日の前日時点で既に年次休暇を付与されている会計年度任用職員については、経過措置により改正前の年次休暇のサイクルを維持する
 例) 令和7年4月1日に採用された会計年度任用職員は、令和7年6月1日に年次休暇が付与され、その次の年次休暇の付与タイミングは、上記の経過措置により、改正前と同様に令和8年6月1日となる。

会計年度任用職員休暇制度改正の概要（令和8年4月1日施行）

(2) 現住居滅失等休暇

改正内容	改正前	改正後
<p>イ</p> <p>取得事由の拡大</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合</p>	<p>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合</p> <p>② 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合</p> <p>③ 激甚災害等により会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊され、当該会計年度任用職員がその復旧作業に従事する場合</p>

(3) 育児時間休暇（保育時間休暇）・子の看護等休暇・短期介護休暇・骨髄等ドナー休暇

改正前	改正後
<p>ウ</p> <p>無給休暇</p>	<p>有給休暇</p> <p>※ 使用可能日数については変更なし</p>

会計年度任用職員休暇制度改正の概要（令和8年4月1日施行）

(4) 通勤上傷病休暇の新設（無給）

改正内容	改正前	改正後
工 取得事由 の拡大	公務災害と認定され、療養のため勤務しないことがやむを得ない場合（無給） ※休業補償制度により休業補償等が支給される	公務災害または 通勤災害 と認定され、療養のため勤務しないことがやむを得ない場合（無給） ※休業補償制度により休業補償等が支給される